

2020年12月14日

休眠預金等活用制度^{*1}に基づく
「ソーシャルビジネス循環モデル地域形成事業」
実行団体公募開始のお知らせ

一般社団法人ユヌス・ジャパン

このたび一般社団法人ユヌス・ジャパン（代表理事：岡田昌治、所在地：東京都中央区）は、公益財団法人九州経済調査協会（理事長：高木直人、所在地：福岡市中央区、以下、「九経調」）と「九州地域ソーシャルビジネス・コンソーシアム」を設立し、休眠預金等活用制度^{*1}を活用した助成事業の公募を開始いたします。

休眠預金等活用制度の2020年度通常枠の「ソーシャルビジネス形成支援事業」に関して、指定活用団体^{*2}である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）より九州地域ソーシャルビジネス・コンソーシアムが、「全国で唯一」の資金分配団体^{*3}に採択され、実行団体^{*4}への助成を行うものです。

【事業の概要】

1) 事業名：

ソーシャルビジネス循環モデル地域形成事業
ーソーシャルビジネス先進地域の創出とネットワーク化をめざすー

2) 事業概要

本事業では、九州地域（九州7県・沖縄・山口）を対象に、ソーシャルビジネスを通じ社会課題解決に取り組む団体・組織を実行団体として募集し、採択された実行団体の自立的・持続可能な事業の成長及びパートナーの開拓・拡大を支援します。

あわせてソーシャルビジネスによる新規起業の誘発、多様なセクター（公共機関・経済団体・教育研究機関等）間の連携・協働により、九州地域のソーシャルビジネス・ネットワークの構築をめざします。

また、資金分配団体は採択された実行団体に対し、社会的インパクト評価^{*5}等のソーシャルビジネスに必要な経営支援を伴走しながら提供していきます。

3) 助成金額総額：

1億 7,300万円／3年（評価関連経費を除く）

4) 助成期間：

2021年4月（予定）から2024年3月まで（3か年）

5) 公募期間：

2020年12月14日（月）～2021年2月5日（金）

6) 公募対象となる事業：

以下の2つの要件をともに満たす事業であること。

- 1 新商品・サービスの開発および既存事業の改善・リニューアルにより、組織と事業の成長が期待され、助成期間終了後も自立的・持続可能な取り組みが可能となると想定されるソーシャルビジネスによる事業。
- 2 事業実施により、パートナーや連携先の拡大、新たな起業候補の掘り起こしなど、ソーシャルビジネス関係者のネットワークの拡大が図られるとともに、地域の新たなソーシャルビジネスの創出につながることを期待される事業。

7) 公募対象となる団体の要件：

ソーシャルビジネスを行う団体で、以下に該当すること

- 1 九州地域（九州地方7県・沖縄県・山口県）でソーシャルビジネスに取り組む日本国内に所在地がある団体。
- 2 日本法人（登記法人）である民間企業、NPO法人、財団法人、社団法人など、または、それらの共同体であり、助成対象となる事業の実質的な業務に従事していること。
- 3 対象となる事業の2つの要件をともに満たすことが出来る団体。
- 4 基盤となる事業を有し、休民預金事業による資金的・非資金的支援終了後も自立的・持続的な活動が可能と判断される団体。
- 5 ガバナンス・コンプライアンス体制を有している団体。

8) 採択予定団体数：

5～7団体

9) 1団体あたりの助成金額（上限および目安）：

1団体につき1千万円～6千万円（3か年）

【本件に関するお問い合わせ先】

九州地域ソーシャルビジネス・コンソーシアム事務局

（公益財団法人九州経済調査協会／一般社団法人ユヌス・ジャパン）

TEL：092-721-4909 mail：info_ksbc@kerc.or.jp

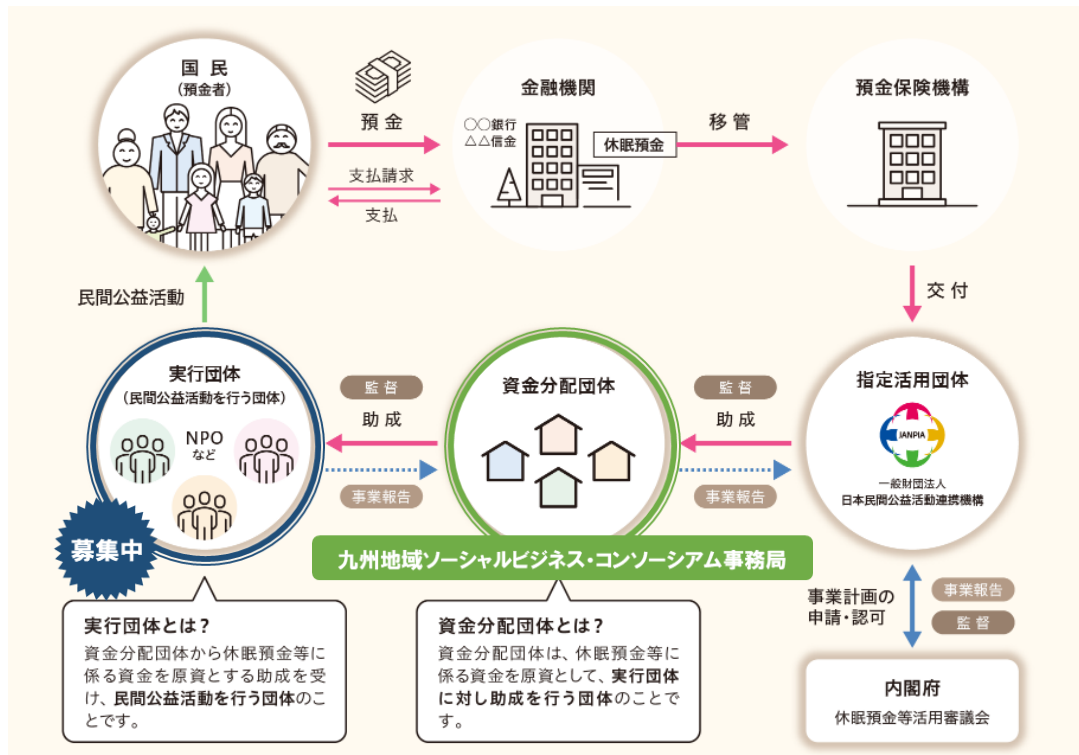
担当：岡野（九州経済調査協会）、和嶋（ユヌス・ジャパン）

※公募の詳細は12月14日（月）より九経調のホームページで公開いたします。

URL： <http://www.kerc.or.jp/ksbc/>

- ※1 休眠預金等活用制度とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金活用法（平成28年法律第101号）」に基づき、金融機関の口座で10年以上出し入れが確認できない休眠預金を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活動する制度。2019年度から制度スタート。

参考：休眠預金等の活用の流れ



出典）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）WEBサイトより引用

- ※2 指定活用団体とは、休眠預金等の資金の分配・管理等を行い、民間公益活動の促進を図るための団体。内閣府の公募によって2019年11月に一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が指定されている。
- ※3 資金分配団体とは、休眠預金等の資金を実行団体へ助成し、あわせて伴走支援を行うことで、助成の社会的な効果を高めるための団体。2019年度の第一期通常枠で全国22団体、今回の2020年度の第二期通常枠で全国20団体が指定されている。
- ※4 実行団体とは、休眠預金等の資金によって民間公益活動を実行する団体。
- ※5 「社会的インパクト評価」とは、短期・長期の変化を含め、事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な「変化」や「便益」等の「アウトカム（短期・中期・長期）」を定量的・定性的に把握し、事業や活動について価値判断を加える（評価を行う）こと。

以上